

特定機能病院の看護職員の配置標準について

特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準の引上げについて（案）

【社会保障審議会医療部会の意見（平成17年12月8日社会保障審議会医療部会）（抄）】

II 4. 特定機能病院

看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる。

【対応方針（案）】

- 昨年末の医療部会の意見書において、特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準を引き上げるという方針とされたことを受け、特定機能病院における手厚い看護職員配置の必要性、現在すべての特定機能病院において「2：1」は満たしている状況等を踏まえ、本年4月1日より現行の「2.5：1」から「2：1」に引き上げることとしてはどうか。

- その上で、特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準については、特定機能病院制度の在り方について医療施設体系の在り方に関する検討会（仮称）における検討事項の一つとされていることから、平成18年度診療報酬改定において急性期入院医療について「1.4：1」相当の基準が新設されたことも踏まえつつ、当該検討の中で、さらに検討することとしてはどうか。

特定機能病院における看護職員の配置状況

○ 特定機能病院の業務報告より(平成17年10月)

入院患者数 対 看護職員数 (外来標準数を除く)

2. 0:1を満たす施設数	80施設 (全施設)
1. 5:1を満たす施設数	62施設
1. 5:1を満たさない施設数	18施設 (常勤換算で約200名不足)
1. 4:1を満たす施設数	41施設
1. 4:1を満たさない施設数	39施設 (常勤換算で約1,100名不足)

医療部会意見に基づく検討会の予定について

医療部会意見に基づく検討会の予定について（案）

1 医療施設体系のあり方に関する検討会（仮称）

ア 検討課題について

医療部会意見において位置付けられた、①地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題、②特定機能病院制度のあり方及び③医療法施行規則の「病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準」規定の必要性、の3つの課題に加え、こうした病院に関わる論点についての検討にとどまらず、かかりつけ医に求められる役割や機能のあり方や、医療連携体制の構築の中での救急医療等確保事業に必要な医師の確保方策など、病院、診療所の今後のあり方に関わる論点について、幅広く議論することとする。

イ スケジュールについて

新年度の早い時期（5月目途）に第一回を開催し、各論点について順次検討を進める。政省令や運用通知の改正により対応可能な論点について方向性を出しうる場合は、個別項目のみで必要に応じ取りまとめを行い、順次具体化を図る。

2 広告規制等検討会（仮称）

ア 検討課題について

医療部会意見において位置付けられた、①都道府県が医療機関の情報を整理して公表する制度の対象とする「一定の情報」の範囲、②広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等、③医療機関の名称に係る制限の緩和、④院内掲示を義務付ける事項の見直し、⑤新制度施行後に働かせる事後チェック機能、の課題について議論することとする。

イ スケジュールについて

上記課題は、今国会に提出した医療法等改正法案を実施していくためのものであり、国会会期後（法案成立後）に検討会を設置することとする。

少人数で常設のものとする。

3 病院薬剤師の業務及び配置標準のあり方に関する検討会（仮称）

ア 検討課題について

病棟における服薬指導など患者に対する適切な薬物療法の提供や、医薬品を中心とした医療安全の確保の観点から、病院に勤務する薬剤師の業務のあり方、及び配置標準のあり方について、これまでの経緯等を踏まえた具体的検討を行う。

イ スケジュールについて

本年中に立ち上げ、まず実態調査を行った上で、検討を進める。